

令和5年度

竹原市の男女共同参画に関する
年次報告書

市民福祉部 地域づくり課

目 次

1. 男女共同参画プラン 進行管理・評価の流れ	1
2. 男女共同参画プラン施策の体系	2
3. 主な取組（地域づくり課人権男女共同参画係分）	3
4. 男女共同参画プランの施策の実施状況	6
総合評価	14
5. 行政への女性の参画状況	15

第3次たけはら21男女共同参画プランの推進について

1 第3次たけはら21男女共同参画プランについて

第3次たけはら21男女共同参画プランは、性別に関わらず市民一人ひとりが幸せを実感して暮らしていくために、男女がともにお互いの個性や能力を認めあい、お互いを支えあいながら自分の力を発揮していける男女共同参画社会の実現に向け、本市におけるあらゆる施策に男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう策定したものです。

プランの概要 計画期間：令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間

施策体系：基本目標3 主要課題9 施策の方向16 具体的事業34

このプランに掲げた具体的事業については、毎年実施状況について評価し進行管理を行います。

2 プランの推進について

実効性のある施策を推進するため、プランの進捗を定期的に評価し、見直しを行っています。

プランの推進にあたっては、府内関係部署が十分な連携を図り、全庁にわたる総合的・計画的・効率的な推進体制を整備しています。その府内推進体制である「竹原市男女共同参画推進会議」において、施策の達成度等について協議し、年次報告書として取りまとめます。

この年次報告の外部評価として、学識経験を有する者や民間団体や関係行政機関の代表者から構成される「竹原市男女共同参画推進協議会」で広く意見を求め、次年度の事業の取組や改善に反映していきます。

男女共同参画プラン施策の体系

« 計画の目指す姿 »

ともに生き 漢く笑顔 めざすまち

« 計画の基本理念 »

お互いを認めあい支えあう、だれもが幸せを感じてくらせるまち たけはら

« 計画の体系 »

基本目標	主要課題	施策の方向
1 男女共同参画社会に向けた意識づくり 	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①男女共同参画に関する啓発の推進 ②男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
	2 教育・生涯学習における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ②男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
2 ともに活躍できる社会環境づくり (※1) 	1 市の施策・方針決定過程への女性の参画促進	①施策・方針の決定過程における女性の参画の推進
	2 働く場における女性の活躍	①雇用機会均等法をはじめとする労働関係法の啓発の促進 ②起業に対する支援
	3 ワーク・ライフ・バランスに向けた支援	①ワーク・ライフ・バランスの推進
3 ともに安心して暮らせるまちづくり 	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (※2)	①あらゆる暴力を根絶するための環境づくり ②被害者救済の環境整備
	2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備	①困難・課題を抱えた人を支援する取組の推進
	3 地域社会における男女共同参画の推進	①男女がともに地域社会に参画できる環境整備 ②防災における男女共同参画の推進
	4 生涯を通じた健康づくりの支援	①性と心身の健康に関する意識啓発 ②妊娠・出産期における女性の健康と安全への支援 ③心身の健康保持・増進のための環境整備

※ 1 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

※ 2 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

令和5年度の主な取組

竹原市総合計画及び第3次たけはら21男女共同参画プランに基づき、プランの基本理念である「お互いを認めあい支えあう、だれもが幸せを感じてくれるまち たけはら」をめざし意識啓発事業を中心に実施。

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

1 男女共同参画啓発月間等における意識啓発

● 男女共同参画週間（6月23日～29日）

- ・広報たけはら6月号に記事の掲載
- ・図書館特設展示コーナー設置（6月16日～30日）
　啓発パンフレット・ポスター・関連書籍展示
- ・ケーブルテレビ放映（タネットニュースLIVE）（6月19日）

● 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）

- ・広報たけはら11月号に記事の掲載
- ・図書館特設展示コーナー設置（11月6日～26日）
　啓発パンフレット・ポスター・関連書籍展示
- ・ケーブルテレビ放映（タネットニュースLIVE）（11月13日）

● 人権週間（12月4日～10日）

- 人権フェスティバルでパネル展示（12月9日～10日）
　「マンガで考えよう！ジェンダーギャップ【第2弾】」（作成：豊岡市）
　期 間：12月10日～11日 たけはら人権フェスティバル

● 男女共同参画標語の募集

市内の小・中・義務教育学校及び市民から標語を募集し、308作品の応募があった。入選作品は、広報12月号に掲載すると共に、人権フェスティバルで展示し今後の意識啓発に活用する。

2 性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進

- ・図書館に特設展示コーナー設置（8月1日～31日）
　啓発パンフレット・関連書籍展示
- ・ケーブルテレビ放映（タネットニュースLIVE）（8月7日）
- ・広報誌掲載（広報たけはら8月号に性の多様性をテーマにした啓発記事を掲載）
- ・人権フェスティバルでパネル展示（12月9日～10日）
　「LGBTの困りごと」（作成：大阪市淀川区役所）
- ・講座開催（令和5年8月25日「性の多様性が認められる社会に向けて」）※下記詳細記載

3 男女共同参画に関する講座等の開催

● 人権啓発講座・男女共同参画推進啓発講座の開催

日 時：令和5年8月25日（金）13：30～15：00
場 所：竹原市民館2階 第2・3会議室
演 題：「性の多様性が認められる社会に向けて」
講 師：広島修道大学人文学部 教授 河口 和也 さん
参加者：67人（男性31人・女性36人）

●たけはら男女共同参画社会づくり講座

「たけはら男女共同参画社会づくり実行委員会」との協働による連続講座開催

	第1回（講座）	第2回（講座）
テーマ	「カラーで笑顔に 色で育む コミュニケーション」	「気持ちを聴くこと こころとことば」
実施日	令和5年11月14日（火） 13：30～15：00	令和5年11月27日（月） 13：30～15：00
場所	竹原市民館2階 第2・3会議室	竹原市民館2階 第2・3会議室
講師	中国地区色育会代表色育ティーチャー ¹ IACC国際カラーコンサルタント 土井 佳子さん	こころとことば代表 公認心理師 保健師 大下 幸恵さん
参加者	21人（男性1人・女性20人）	43人（男性13人・女性30人）

	第3回（フィールドワーク）
テーマ	「語り継ぐヒロシマ」
実施日	令和6年1月23日（火） 10：00～12：00
場所	広島旧陸軍被服支廠
講師	旧広島陸軍被服支廠の保全を願う懇談会事務局長 内藤 達郎さん
参加者	21人（男性3人・女性18人）

基本目標2 ともに活躍できる社会環境づくり

1 女性の雇用に関する取組

広報たけはら6月号に、ポジティブ・アクション※（積極的改善措置）の必要性を伝える記事を掲載した。

また、企業に送付するアンケート用紙に、女性活躍推進法等の内容を記載し、併せてポジティブ・アクションの必要性を伝えるチラシも同封した。

※ポジティブ・アクション

過去の雇用慣行や性別役割分担意識などが原因で男女労働者の間に事実上生じている格差の是正を目的として事業者が行う取組のこと。

2 各種ハラスメント防止対策の推進

「働き方改革・女性活躍推進セミナー」の開催

日 時：令和5年6月16日（金）10：00～11：30

場 所：竹原市民館2階 第2・3会議室

演 題：「ハラスメントをなくすために」

講 師：広島働き方改革推進支援センター

労働衛生コンサルタント 社会保険労務士 井上 一弘 さん

参加者：71人（男性43人・女性28人）

3 ワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発

人権フェスティバルの男女共同参画パネル展で、ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたパネルも展示了。

基本目標3 ともに安心して暮らせるまちづくり

女性に対するあらゆる暴力の根絶

1 DV防止に向けた啓発の推進

相談窓口周知等の取り組み

- (1) こども園・小中学校・義務教育学校の保護者にDV相談窓口周知等のチラシを配布。
- (2) 二十歳の集いの参加者に対し、デートDV防止啓発チラシを配布
- (3) 図書館特設展示、街頭啓発・のぼり旗設置・ケーブルテレビ（タネットニュースLIVE）放映等で啓発を行った。

2 若年層を中心としたDV等予防啓発の実施

デートDV予防とLGBT啓発をテーマにした出前講座を、市内中学校・義務教育学校で、学校から要望のあった学年を対象に、クラス単位で実施した。早い時期から男女がお互いの人権を尊重する意識の形成を図る目的で実施しており、内容は自分も人も大切にするコミュニケーションのとり方を中心としたもの。市内全校4校実施。

3 関係機関の連携によるDV相談支援体制の充実

様々な関係機関が出席する「竹原市要保護児童対策地域協議会」「竹原市自殺対策ネットワーク会議」に参加し、関係機関が相互の連携を図りDVの防止及び被害者への適切な支援について取り組む大切さを伝えるとともに、DV相談窓口を周知した。

4 DV相談の環境整備

婦人相談員を中心に相談を受け付け、支援については関係機関と連携し、被害者の負担が軽減するよう努めた。

【人権センターで受けたDV等相談受付件数の推移】

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談人数（人）					
全体	59	49	33	18	22
女性のみ	54	46	32	18	21
（女性の内、暴力）	(34)	(26)	(16)	(15)	(14)
相談件数（件）					
全体	444	720	81	46	72
女性のみ	405	717	80	46	71
（女性の内、暴力）	(312)	(639)	(50)	(40)	(50)

「第3次たけはら21男女共同参画プラン」の施策の実施状況

【評価指標】

- 5:施策の目標を達成し、新たな展開につながるような取組ができたもの。
- 4:施策を実施し、目標の達成率が90%以上で、ほぼ目標を達成したもの。
- 3:施策に沿って実施したが、目標の達成率が60%以上～90%未満のもの。
- 2:施策に沿って実施したが、目標の達成率が60%未満のもの。
- 1:検討や協議は行ったが、未実施または実績を残せなかったもの。

R6.1.19時点(見込含む)

基本目標	主要課題	施策方向	事業番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和5年度	評価	評価の理由	評価R4																																																																												
目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり																																																																																						
主要課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し																																																																																						
施策の方向① 男女共同参画に関する啓発の推進																																																																																						
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>男女共同参画啓発月間等における意識啓発</td> <td>年3回（6月・11月・12月）の啓発月間に、広報・パネル展などを開催します。</td> <td>地域づくり課</td> <td>年3回の啓発月間に、広報掲載（3回）・パネル展示（1回）・図書館特設展示（2回）・ケーブルテレビ（タネットニュースLIVE2回）放映を行った。男女共同参画標語を市民から募集し、入選作品を広報12月号に掲載すると共に、人権フェスティバルで啓発に活用した。</td> <td>4</td> <td>様々な媒体を活用し、啓発を行った。</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>男女共同参画の視点からの適切な表現の推進</td> <td>本市が作成する広報紙や刊行物、ホームページ等において、人権尊重と男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。</td> <td>企画政策課</td> <td>広報紙、刊行物、ホームページ等において性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現に努めた。</td> <td>4</td> <td>本市が発行する広報だけはらについては、性差別的な表現が含まれないよう、毎月広報委員会等で点検・見直しを行った。</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進【新規】</td> <td>市内においては、男女共同参画の視点からの表現ガイドラインを周知するなど、適切な広報活動を推進します。 市民に対しては、性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発に努めるとともに、相談窓口に関する情報提供に取り組みます。</td> <td>地域づくり課</td> <td>市長・部長で構成される府内連絡会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の議題を取り上げ、府内に周知した。</td> <td>4</td> <td>組織的に周知を行った。</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進【新規】</td> <td>学校においては、児童生徒に対して正しい知識の普及啓発や支援を行います。</td> <td>教育委員会</td> <td>市民に対して、啓発記事の掲載・講座開催・図書館特設展示・ケーブルテレビ（タネットニュースLIVE1回）放映等で、性的マイノリティについて啓発を行った。 また、中学校に対しては、デートDV予防授業を実施した際、性的マイノリティの理解を深める内容を取り上げた。</td> <td>5</td> <td>今年度は、広報誌に啓発記事を掲載した。また、講座を開催し、講師から直に話を聞くことで、より理解を深めることができた。</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>父親の子育て参加の促進</td> <td>父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。</td> <td>健康福祉課</td> <td>学校に対して、性的マイノリティに関する理解促進のための資料を配付し、教職員の意識の向上に努めるとともに、児童生徒のLGBTに関する悩みについて相談できる窓口について児童生徒に周知するようお願いした。</td> <td>3</td> <td>資料の配付に留まっているため、生徒指導主事研修等においても周知していく必要がある。</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>職員研修の充実</td> <td>職員の意識向上を図るため、主担当者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに、職員研修を実施します。</td> <td>総務課</td> <td>母子健康手帳交付時、父子健康手帳の交付を行い父親への育児参加の意識を高めた。あかちゃん講座では土曜日に沐浴実習を実施し、父親も参加しやすいよう環境を整えた。</td> <td>4</td> <td>土曜日には夫を含む家族の参加も多く見られた。</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="11">施策の方向② 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革</td></tr> <tr> <td colspan="11"> <table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>父親の子育て参加の促進</td> <td>父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。</td> <td>健康福祉課</td> <td>母子健康手帳交付時、父子健康手帳の交付を行い父親への育児参加の意識を高めた。あかちゃん講座では土曜日に沐浴実習を実施し、父親も参加しやすいよう環境を整えた。</td> <td>4</td> <td>土曜日には夫を含む家族の参加も多く見られた。</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>職員研修の充実</td> <td>職員の意識向上を図るため、主担当者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに、職員研修を実施します。</td> <td>総務課</td> <td>主担当者研修会において男女共同参画に関する講座へ2回28名が参加した。</td> <td>4</td> <td>それぞれ講師から直に話を聞くことで、より理解を深めることができた。</td> <td>4</td> </tr> </table> </td></tr> </table>	1	男女共同参画啓発月間等における意識啓発	年3回（6月・11月・12月）の啓発月間に、広報・パネル展などを開催します。	地域づくり課	年3回の啓発月間に、広報掲載（3回）・パネル展示（1回）・図書館特設展示（2回）・ケーブルテレビ（タネットニュースLIVE2回）放映を行った。男女共同参画標語を市民から募集し、入選作品を広報12月号に掲載すると共に、人権フェスティバルで啓発に活用した。	4	様々な媒体を活用し、啓発を行った。	4	2	男女共同参画の視点からの適切な表現の推進	本市が作成する広報紙や刊行物、ホームページ等において、人権尊重と男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。	企画政策課	広報紙、刊行物、ホームページ等において性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現に努めた。	4	本市が発行する広報だけはらについては、性差別的な表現が含まれないよう、毎月広報委員会等で点検・見直しを行った。	4	3	性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進【新規】	市内においては、男女共同参画の視点からの表現ガイドラインを周知するなど、適切な広報活動を推進します。 市民に対しては、性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発に努めるとともに、相談窓口に関する情報提供に取り組みます。	地域づくり課	市長・部長で構成される府内連絡会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の議題を取り上げ、府内に周知した。	4	組織的に周知を行った。	4	3	性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進【新規】	学校においては、児童生徒に対して正しい知識の普及啓発や支援を行います。	教育委員会	市民に対して、啓発記事の掲載・講座開催・図書館特設展示・ケーブルテレビ（タネットニュースLIVE1回）放映等で、性的マイノリティについて啓発を行った。 また、中学校に対しては、デートDV予防授業を実施した際、性的マイノリティの理解を深める内容を取り上げた。	5	今年度は、広報誌に啓発記事を掲載した。また、講座を開催し、講師から直に話を聞くことで、より理解を深めることができた。	5	4	父親の子育て参加の促進	父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。	健康福祉課	学校に対して、性的マイノリティに関する理解促進のための資料を配付し、教職員の意識の向上に努めるとともに、児童生徒のLGBTに関する悩みについて相談できる窓口について児童生徒に周知するようお願いした。	3	資料の配付に留まっているため、生徒指導主事研修等においても周知していく必要がある。	3	5	職員研修の充実	職員の意識向上を図るため、主担当者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに、職員研修を実施します。	総務課	母子健康手帳交付時、父子健康手帳の交付を行い父親への育児参加の意識を高めた。あかちゃん講座では土曜日に沐浴実習を実施し、父親も参加しやすいよう環境を整えた。	4	土曜日には夫を含む家族の参加も多く見られた。	4	施策の方向② 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革											<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>父親の子育て参加の促進</td> <td>父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。</td> <td>健康福祉課</td> <td>母子健康手帳交付時、父子健康手帳の交付を行い父親への育児参加の意識を高めた。あかちゃん講座では土曜日に沐浴実習を実施し、父親も参加しやすいよう環境を整えた。</td> <td>4</td> <td>土曜日には夫を含む家族の参加も多く見られた。</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>職員研修の充実</td> <td>職員の意識向上を図るため、主担当者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに、職員研修を実施します。</td> <td>総務課</td> <td>主担当者研修会において男女共同参画に関する講座へ2回28名が参加した。</td> <td>4</td> <td>それぞれ講師から直に話を聞くことで、より理解を深めることができた。</td> <td>4</td> </tr> </table>											4	父親の子育て参加の促進	父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。	健康福祉課	母子健康手帳交付時、父子健康手帳の交付を行い父親への育児参加の意識を高めた。あかちゃん講座では土曜日に沐浴実習を実施し、父親も参加しやすいよう環境を整えた。	4	土曜日には夫を含む家族の参加も多く見られた。	4	5	職員研修の充実	職員の意識向上を図るため、主担当者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに、職員研修を実施します。	総務課	主担当者研修会において男女共同参画に関する講座へ2回28名が参加した。	4	それぞれ講師から直に話を聞くことで、より理解を深めることができた。	4
1	男女共同参画啓発月間等における意識啓発	年3回（6月・11月・12月）の啓発月間に、広報・パネル展などを開催します。	地域づくり課	年3回の啓発月間に、広報掲載（3回）・パネル展示（1回）・図書館特設展示（2回）・ケーブルテレビ（タネットニュースLIVE2回）放映を行った。男女共同参画標語を市民から募集し、入選作品を広報12月号に掲載すると共に、人権フェスティバルで啓発に活用した。	4	様々な媒体を活用し、啓発を行った。	4																																																																															
2	男女共同参画の視点からの適切な表現の推進	本市が作成する広報紙や刊行物、ホームページ等において、人権尊重と男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。	企画政策課	広報紙、刊行物、ホームページ等において性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現に努めた。	4	本市が発行する広報だけはらについては、性差別的な表現が含まれないよう、毎月広報委員会等で点検・見直しを行った。	4																																																																															
3	性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進【新規】	市内においては、男女共同参画の視点からの表現ガイドラインを周知するなど、適切な広報活動を推進します。 市民に対しては、性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発に努めるとともに、相談窓口に関する情報提供に取り組みます。	地域づくり課	市長・部長で構成される府内連絡会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の議題を取り上げ、府内に周知した。	4	組織的に周知を行った。	4																																																																															
3	性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進【新規】	学校においては、児童生徒に対して正しい知識の普及啓発や支援を行います。	教育委員会	市民に対して、啓発記事の掲載・講座開催・図書館特設展示・ケーブルテレビ（タネットニュースLIVE1回）放映等で、性的マイノリティについて啓発を行った。 また、中学校に対しては、デートDV予防授業を実施した際、性的マイノリティの理解を深める内容を取り上げた。	5	今年度は、広報誌に啓発記事を掲載した。また、講座を開催し、講師から直に話を聞くことで、より理解を深めることができた。	5																																																																															
4	父親の子育て参加の促進	父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。	健康福祉課	学校に対して、性的マイノリティに関する理解促進のための資料を配付し、教職員の意識の向上に努めるとともに、児童生徒のLGBTに関する悩みについて相談できる窓口について児童生徒に周知するようお願いした。	3	資料の配付に留まっているため、生徒指導主事研修等においても周知していく必要がある。	3																																																																															
5	職員研修の充実	職員の意識向上を図るため、主担当者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに、職員研修を実施します。	総務課	母子健康手帳交付時、父子健康手帳の交付を行い父親への育児参加の意識を高めた。あかちゃん講座では土曜日に沐浴実習を実施し、父親も参加しやすいよう環境を整えた。	4	土曜日には夫を含む家族の参加も多く見られた。	4																																																																															
施策の方向② 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革																																																																																						
<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>父親の子育て参加の促進</td> <td>父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。</td> <td>健康福祉課</td> <td>母子健康手帳交付時、父子健康手帳の交付を行い父親への育児参加の意識を高めた。あかちゃん講座では土曜日に沐浴実習を実施し、父親も参加しやすいよう環境を整えた。</td> <td>4</td> <td>土曜日には夫を含む家族の参加も多く見られた。</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>職員研修の充実</td> <td>職員の意識向上を図るため、主担当者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに、職員研修を実施します。</td> <td>総務課</td> <td>主担当者研修会において男女共同参画に関する講座へ2回28名が参加した。</td> <td>4</td> <td>それぞれ講師から直に話を聞くことで、より理解を深めることができた。</td> <td>4</td> </tr> </table>											4	父親の子育て参加の促進	父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。	健康福祉課	母子健康手帳交付時、父子健康手帳の交付を行い父親への育児参加の意識を高めた。あかちゃん講座では土曜日に沐浴実習を実施し、父親も参加しやすいよう環境を整えた。	4	土曜日には夫を含む家族の参加も多く見られた。	4	5	職員研修の充実	職員の意識向上を図るため、主担当者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに、職員研修を実施します。	総務課	主担当者研修会において男女共同参画に関する講座へ2回28名が参加した。	4	それぞれ講師から直に話を聞くことで、より理解を深めることができた。	4																																																												
4	父親の子育て参加の促進	父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。	健康福祉課	母子健康手帳交付時、父子健康手帳の交付を行い父親への育児参加の意識を高めた。あかちゃん講座では土曜日に沐浴実習を実施し、父親も参加しやすいよう環境を整えた。	4	土曜日には夫を含む家族の参加も多く見られた。	4																																																																															
5	職員研修の充実	職員の意識向上を図るため、主担当者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに、職員研修を実施します。	総務課	主担当者研修会において男女共同参画に関する講座へ2回28名が参加した。	4	それぞれ講師から直に話を聞くことで、より理解を深めることができた。	4																																																																															

基本目標	主要施策 課題方向	事業番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和5年度	評価	評価の理由	評価 R4
主要課題2 教育・生涯学習における男女共同参画の推進									
施策の方向① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進									
6	男女共同参画意識を育む教育の推進		学校生活等、様々な場における学習を通じて、児童・生徒の男女共同参画についての理解を深め、性別にかかわらず、お互いを尊重する意識を高めます。また、個性や能力を尊重した教育及び進路・生徒指導を進めます。 保護者に対しては、機会を捉えて男女共同参画に関する理解促進に努めます。	社会福祉課	こども園では、整列順や出席番号順等は男女混合にし、使用する用品については、男女で色を指定していない。 多様な人々と触れ合う体験ができるよう、異年齢保育や英語活動等を実施した。	4	多様な価値観の醸成を図る取組を、継続実施している。	4	
施策の方向② 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進									
7	男女共同参画に関する講座等の開催		男女共同参画社会の実現に向け講座等を開催し、住民の参加を促進します。	地域づくり課	市民を構成員とする実行委員会と市の協働で、「男女共同参画社会づくり講座」を連続で3回開催した。	4	企業からの出席者もあり、新たな参加者を増やすことができた。	4	
8	男女共同参画に関する図書等の整備・貸出		男女共同参画に関する図書やビデオを整備し、貸出や情報提供を行います。	文化生涯学習課	男女共同参画に関する図書を整備し、貸出や情報提供を行った。6月の男女共同参画週間は、ポスターの掲示や特設展示コーナーで関連書籍の展示を行った。	4	貸出や情報提供を実施した。	4	
				地域づくり課	男女共同参画に関するビデオ貸出を市ホームページ等で情報提供を行った。	4	貸出希望者が選択しやすいように整備した。	4	

基本目標	主要課題	施策方向	事業番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和5年度	評価	評価の理由	評価R4
目標2	ともに活躍できる社会環境づくり									
	主要課題1	市の施策・方針決定過程への女性の参画促進								
		施策の方向① 施策・方針の決定過程における女性の参画の推進								
	9	審議会、委員会などへの女性の参加の推進		女性委員の登用率が目標値以下の審議会等を担当している各課に対し、委員の改選時期を捉え、女性の積極的な選任について働きかけ、女性登用促進に努めます。	地域づくり課	女性委員の登用率が目標値以下の審議会等を担当している各課に対し、登用計画書の提出を求め働きかけを行った。		4	昨年度は、各種審議会等委員への女性委員の割合が31.7%で2.6ポイント上昇した。今年度は32.0%であり、前年度と比較して上昇したもののが、0.3ポイントの上昇にとどまった。	5
	10	女性職員の管理職への登用推進		特定事業主行動計画に基づき、女性職員の管理職登用に取り組むとともに、定期的に結果を公表します。	総務課	多様な部署へ積極的に女性職員を登用した。		4	女性管理職の人数は現状維持だったが、係長職に複数名女性職員を登用した。	4
	主要課題2	働く場における女性の活躍								
		施策の方向①雇用機会均等法をはじめとする労働関係法の啓発の促進								
	11	女性の雇用に関する取組		ハローワークと連携しながら、女性の就業能力向上に向けて関係機関が開催するセミナーや再就職に関する情報の提供に努めます。	産業振興課	市ホームページに「ハローワークインターネットサービス」のリンクを貼り、厚生労働省が実施している「マザーズハローワーク」の情報に繋げるなど情報の提供に取り組んでいる。 また、県のホームページのリンクを通じて、働きたい女性に関する情報の提供に取り組んでいる。		4	効果的に周知できるよう継続して取り組んでいる。	4
	12	各種ハラスメント防止対策の推進		事業者へ男女雇用機会均等法・女性活躍推進法・制度等の周知を行います。	地域づくり課	広報だけはら6月号に、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の必要性を伝える記事を掲載した。 また、企業に送付するアンケート用紙に、女性活躍推進法等の内容を記載し、併せてポジティブ・アクションの必要性を伝えるチラシも同封した。		4	ポジティブ・アクションという言葉を認知してもらうことで、事業者が過去の雇用慣行や性別役割分担意識などが原因で生じる男女労働者間の格差を是正する取組をする大切さを啓発することができた。	4
				事業所においては、職場のハラスメント（セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント・パワーハラスメント等）を防止するため、制度の周知や啓発に取り組みます。	産業振興課	県のホームページのリンクを通じて、ハラスメントや、職場のトラブルやお悩みに関するQ&Aなどの情報の提供に取り組んでいる。		4	効果的に周知できるよう継続して取り組んでいる。	4
					地域づくり課	企業を対象とした「働き方改革・女性活躍推進セミナー」でハラスメントをテーマのセミナーを、産業振興課と共に開催した。		4	専門性のある講師から直に話を聞くことで、より理解を深める事ができた。	4
				行政・学校においては、研修などを推進し、職員や教職員の意識啓発に努めます。	総務課	主担当者研修会においてハラスメントに関するセミナーに15名が参加した。		4	昨年度は、竹原市ハラスメント防止に関する方針を策定した。今年度は、元労働基準監督署長の講師から直に話を聞くことで、より理解を深める事ができた。	5
					教育委員会	市内の学校の全ての教室において、各種ハラスメントの相談窓口のポスターを掲示し、予防に努めている。また、各校においてハラスメントに関する校内研修を行い、教職員の意識の向上を図っている。		4	意識啓発のためのポスターの掲示や研修等により、各種ハラスメント行為の防止に努めている。	4

基本目標	主要課題	施策方向	事業番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和5年度	評価	評価の理由	評価R4
施策の方向②起業に対する支援										
		13	起業のための情報提供	国などが開催する経営者を対象とした研修会等について、情報提供に努めます。	産業振興課	商工会議所、ひろしま産業振興機構、日本政策金融公庫と共に催す創業塾において、外部講師によるセミナーを行うとともに、各機関における制度の情報提供に取り組んでいます。		4	効果的に周知できるよう継続して取り組んでいる。	4
		14	農業分野における女性の活躍の推進	広島市農林水産振興センター等と連携し、女性を対象にした農作技術を習得する研修の提供を行い、女性の農業分野への新規参入を推進します。	産業振興課	広島市農林水産振興センターが実施する研修をチラシ等で周知し、窓口相談を受けた。		3	広報、相談業務を実施したが研修の受講にはつながらなかった。	3
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスに向けた支援										
施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの推進										
		15	ワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発	市民や事業者において、男女がともに仕事と家庭生活を両立することができるよう、長時間労働の見直しやワーク・ライフ・バランス関係法について周知・啓発します。	産業振興課	県のホームページのリンクを通じて、仕事と家庭を両立する制度や雇用促進を図る事業主を支援する制度、相談窓口などの情報提供に取り組んでいる。		4	効果的に周知できるよう継続して取り組んでいる。	4
					地域づくり課	人権フェスティバルの男女共同参画パネル展で、ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたパネルも展示了した。		4	身近な出来事から男女共同参画について考える視点を持つことの大切さを啓発した。	4
					総務課	職員のための妊娠・出産・育児サポートブックを活用し、各種制度の周知及び利用促進に努めた。		4	男性職員については2名が育児休業を取得し、1名が育児短時間勤務を取得した。	4

基本目標	主要施策 課題	事業番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和5年度	評価	評価の理由	評価R4
目標3 ともに安心して暮らせるまちづくり									
主要課題1 女性に対するあらゆる暴力の根絶									
			施策の方向① あらゆる暴力を根絶するための環境づくり						
		16	DV防止に向けた啓発の推進	若い年齢層から高齢者まで、あらゆる世代を対象としてDVやデートDV、ストーカー行為、性犯罪、虐待等「あらゆる暴力の防止」に向けた意識の醸成に向けて、広報紙やホームページ等をはじめ様々な機会や場を通じて啓発に取り組みます。	地域づくり課	市が独自に作成したDV・デートDV防止啓発チラシ等を人権センターに常時設置した。 11月をDV啓発月間とし、図書館特設展示、街頭啓発・のぼり旗設置・ケーブルテレビ（タネットニュースLIVE）放映等で啓発を行った。 こども園・小中学校・義務教育学校の保護者に、DV相談窓口周知等のチラシを配布した。また二十歳の集いの参加者に対し、デートDV防止啓発チラシを配布した。	5	街頭啓発・のぼり旗設置等、新たな取組を行った。	4
		17	若年層を中心としたDV等予防啓発の実施【内容にデジタル性暴力の追加】	早い時期から男女がお互いの人権を尊重する意識の形成を図るために、生徒を対象にデートDV防止についての予防啓発を推進します。 また、インターネット社会において、生徒が性暴力やいじめ等のトラブルに巻き込まれないための予防啓発を推進します。	地域づくり課 教育委員会	市内中学校・義務教育学校で、学校から要望のあった学年を対象にデートDV予防授業を実施した。その際、デジタル性暴力の危険性についても啓発も行った。 対象の学年に、自撮り被害防止やスマートフォンを正しく使うための啓発リーフレットを配付し、予防に努めている。また、長期休業前に、SNSやICTの適切な利用について児童生徒に指導するよう周知している。さらに、市内校長連絡会において、児童生徒のスマートフォン等の使用について、トラブルの未然防止に努めるようお願いした。	4 4	被害者になりやすい若年層に対し、対面で啓発した。 日頃よりインターネットに関連したトラブルの未然防止について周知を行うことができた。	4 4
		施策の方向② 被害者救済の環境整備							
		18	DV相談の環境整備	DV相談や自立支援の相談など、窓口の周知に努めます。 また、適切な相談支援を行うため、女性相談を行う相談員に対して研修体制を整備し、人材育成に努めます。	地域づくり課	相談窓口の周知を行うとともに、婦人相談員を中心に相談を受けた。支援については関係機関と連携し被害者の負担が軽減するよう努めた。 相談員のスキル向上のため、県や国立女性教育会館等が主催する様々な研修会へ参加した。	4	相談窓口を広く周知し、相談環境の整備に努めた。	4
		19	関係機関の連携によるDV相談支援体制の充実	DV等被害者に対して迅速できめ細かな相談・支援を行うため、国・県・警察・医療機関・関係団体・府内との連携を強化します。	地域づくり課	様々な関係機関が出席する「竹原市要保護児童対策地域協議会」「竹原市自殺対策ネットワーク会議」に参加し、関係機関が相互の連携を図り、DVの防止及び被害者への適切な支援について取り組む大切さを伝えて連携した。	4	より多くの機関に相談窓口の周知を行い、支援では連携を深め事ができた。	4
		20-1	DV等被害者の安全確保と支援	DV等被害者の市営住宅入居、国民健康保険への加入、就学等の支援を行います。	都市整備課 市民課 教育委員会	市営住宅入居公募時における優先入居の取扱いを継続した。 また、市営住宅目的外使用時の受入戸を確保した。 DV等被害者に関する相談等があつた場合には、関係部署と連携し、適切に対応している。	4 4	国通知や市規定に基づき入居支援を実施した。 DV等被害者に関しては、各関係機関と協力・連携し国民健康保険への加入手続きを行う等の支援ができる事でいる。	4 4
		20-2	DV等被害者の安全確保と支援	DV等被害者の住民票、附票等の交付制限措置を行います。	市民課	DV等被害者のプライバシーを保護しながら就学等の支援を行う体制が整っている。	4	適切な対応を行うことができる体制がとれた。	4
						関係部署と連携しながら、DV等被害者の住民票、附票等の交付制限措置を行った。	4	被害者が安心できるようDV相談担当部署の職員と一緒に個室で対応した。また、不明な箇所がないよう内容を記載した書類を基に確認していきながら説明を行った。	4

基本目標	主要課題	施策方向	事業番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和5年度	評価	評価の理由	評価R4
					主要課題2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備					
					施策の方向① 困難・課題を抱えた人を支援する取組の推進					
			21	家庭児童相談事業の実施	児童に関するさまざまなお問い合わせ、専門の相談員が相談に応じ、必要に応じて専門機関と連携します。	社会福祉課	家庭相談員を中心に育児相談を実施した。	4	常時相談できる体制がとられています。	4
			22	高齢者に関する相談窓口の充実	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター等と連携し、様々な相談等の早期解決に努めます。	健康福祉課	地域包括支援センターやプランチにおける地域の実態把握業務や、小地域ネットワーク会議での相談に対し、各機関と連携し早期解決に努めている。	4	定期的に開催される竹原地域ネットワーク会議やプランチ会での個別ケア会議等で情報共有している。	4
			23	障害に関する相談窓口の充実	障害者の総合相談窓口である障害者相談支援事業所等と連携し、相談対応や自立した生活のための支援を行います。	健康福祉課	障害分野ごとに3つの相談支援事業所で相談対応を行うとともに、障害児者本人・家族等を対象とした相談を実施した。(12回) また、障害者自立支援協議会定例会議を開催し、災害時個別避難計画や成年後見制度などの学習、「親亡き後」をテーマに課題整理や事例検討を行った。(12回)	4	相談窓口については毎月開催することができた。 障害者自立支援協議会については、ワークショップにより課題共有ができたほか、学習会により専門的知識を深めることができた。	4
			24	ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の生活の安定と社会的・経済的な自立を促進するための相談・支援体制を充実するとともに、各種制度の周知を行い、負担の軽減に努めます。	社会福祉課	家庭相談員が母子・父子自立支援員を兼ね、就業支援等の相談支援を実施した。 各種支援制度について、ホームページ、広報、こそだてはてなぶつぐに掲載し、周知した。	4	母子・父子自立支援員を3名配置し、相談・支援体制を確保した。 各種制度の周知を複数の媒体で行った。	4
			25	生活困窮者自立支援事業の充実	社会福祉協議会と連携し、生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、評価・分析の実施、プラン作成などの支援や関係機関と連携し、対象者の自立を促進します。	社会福祉課	社会福祉協議会と連携し、自立支援調整会議を毎月開催し、新規相談や継続支援者へのプラン作成及び評価について協議を行った。 また、関係機関と連携し、生活困窮者及び生活保護から自立した対象者に対しても様々な相談等に対応し、社会的自立及び経済的自立の継続に向けて伴走的支援を行った。	4	相談のみの事案に対して、継続した相談支援に至らないケースがあるものの、関係機関と情報共有を図り、連携が円滑に行われている。	3
			26	重層的支援体制整備事業の取組【新規】	社会福祉協議会と連携し、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業の構築に向けた必要な取組を行います。	社会福祉課	令和6年度からの事業実施に向け、重層的支援体制整備事業移行準備期間の最終年度として、「地域まるごと支えあいネットワークの構築」を一部竹原市社会福祉協議会に委託し、進めている。令和5年度は、府内連携会議の開催、支援運用マニュアルの作成・関係機関への周知、重層的支援会議の試行的開催を行った。	4	支援マニュアルを作成し、マニュアルに沿った多機関協働の支援を行うとともに、府内連携会議を適宜開催することで共通認識の醸成を図っている。	3

基本目標	主要課題 方向	施策番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和5年度	評価	評価の理由	評価 R4
主要課題3 地域社会における男女共同参画の推進									
施策の方向① 男女がともに地域社会に参画できる環境整備									
		27	地域交流センター活動の充実	各地域交流センターにおいて、男性が家事や育児などに参画、女性が地域活動に参画する動機付けるとなる講座を実施し、生涯にわたって学べる学習機会の充実とともに情報発信を図ります。	地域づくり課	男性は、料理教室など、女性は門松・しめ飾りづくり、マナー講座など、地域の実情に合った講座を地域交流センターが実施している。	4	コロナウイルス5類移行後も、対策を講じながら、実施した。	3
		28	女性団体への支援	女性団体に対して、補助金を交付し活動を支援します。	文化生涯学習課	竹原市女性連絡協議会に補助金を交付し、活動を支援した。	4	補助金を交付し、活動を支援することができた。	4
		29	自治会活動の男女共同参画の推進【新規】	自治会の役員に女性を積極的に登用するよう働きかけを行います。	地域づくり課	竹原市自治会連合会総会が、急遽中止になり啓発する機会がなかったため、R6.2月広報で自治会長あてに女性の参画を呼びかけるチラシを送付する。	3	啓発を行うための手段が少なすぎた。	3
施策の方向② 防災における男女共同参画の推進									
		30	男女共同参画の視点に立った防災対策の促進	防災分野における男女のニーズを施策に反映するため、男女共同参画の視点を取り入れながら防災対策の推進を図ります。	危機管理課	防災施策に男女共同参画の視点を取り入れるため、防災会議委員に女性の登用や、防災に関する研修や訓練において、女性に参画してもらっている。また、乳幼児用ミルクや生理用品等を含む災害備蓄物資の計画的な備蓄を推進するため、竹原市災害備蓄方針を策定した。	3	今年度策定したあ竹原市災害備蓄方針において、男女のニーズを反映した。	3
		31	女性消防団員の育成・支援	多彩な視点を取り入れた活動が行われるよう、女性消防団員の参画を推進します。	危機管理課	女性消防団員を対象に、消防・防災活動におけるより幅広い視野と知識の習得を目的とした活性化等研修会への団員の派遣を行った。また、団員募集ポスターの掲示や広報誌へ募集記事の掲載を行った。	4	女性消防団員への支援を行った。	4
主要課題4 生涯を通じた健康づくりの支援									
施策の方向① 性と心身の健康に関する意識啓発									
		32	性及び性感染症に関する学習機会の充実	学校において発達段階に応じた性及び性感染症に関する正しい知識や命の大切さについて、関係教科において年間計画を立て普及啓発します。	教育委員会	関係教科において、年間指導計画を立て、発達段階に応じた指導を行っている。	4	計画的に指導を行うことができた。	4
施策の方向② 妊娠・出産期における女性の健康と安全への支援									
		33	だけはらっこネウボラ(子育て世代包括支援センター)の実施	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を行います。	健康福祉課	妊娠期は、妊娠初期及び妊娠後期のアンケート結果をもとに、保健師又は助産師が全ての妊婦に面談等で3回以上支援した。 子育て期は、乳幼児健康診査等で子どもの発達や保護者の心身の状態を考慮して育児指導を行った。手厚い支援が必要な妊産婦には、保健師等が定期的・集中的に訪問し、指導や助言を行った。	4	昨年度は、養育支援訪問事業に類似した新たな事業に取り組む体制を整備した。今年度は、取組のアンケート結果から「(相談することで)気持ちが楽になった」等の声がきかれた。	5

基本目標	主要課題	施策方向	事業番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和5年度	評価	評価の理由	評価R4
施策の方向③心身の健康保持・増進のための環境整備										
				疾病的早期発見、早期予防のために、市民を対象として健診検査や肺・胃・大腸・子宮頸部・乳がん検診等を実施します。	健康福祉課		集団検診では、保健センター改修工事を実施したため日程や場所の調整を行い、受診体制を確保した。土曜日に実施することで平日は仕事がある人も参加しやすいようにした。医療機関検診では、近隣の医療機関で検診が受診できるよう準備した。胃がん（胃カメラ）検診の自己負担額を減額し、希望する市民がより受診しやすい体制を整えた。	4	胃がん（胃カメラ）検診については、受診者の増加が見られた。	4
	34	検診等の充実		竹原市国民健康保険被保険者を対象として生活習慣病の予防に重点をおいた特定健康診査を実施します。	市民課		年度末年齢が40歳以上の竹原市国民健康保険被保険者に対し、医療機関（国保人間ドック含む）及び集団検診において、特定健診を実施した。	4	医療機関及び検診車で実施する集団検診については、当初の予定通り実施した。（実施期間：R6.1.31まで）また、広報紙、SNS及びケーブルテレビでの周知を行ったほか、未受診者に対しては、往復はがきによる受診勧奨を実施するなど、受診率の向上を図った。	4

総合評価

【評価指標】

- 5: 施策の目標を達成し、新たな展開につながるような取組ができるもの。
- 4: 施策を実施し、目標の達成率が90%以上で、ほぼ目標を達成したものの。
- 3: 施策に沿って実施したが、目標の達成率が60%以上～90%未満のもの。
- 2: 施策に沿って実施したが、目標の達成率が60%未満のもの。
- 1: 検討や協議は行ったが、未実施または実績を残せなかつたもの。

基本目標	主要課題	施策の方向	平均評価 (R5)	前年度平均評価 (R4)
目標1	男女共同参画社会に向けた意識づくり		4	4
	主要課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し		4	4
	施策の方向① 男女共同参画に関する啓発の推進		4	4
	施策の方向② 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革		4	4
	主要課題2 教育・生涯学習における男女共同参画の推進		4	4
	施策の方向① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進		4	4
	施策の方向② 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進		4	4
目標2	ともに活躍できる社会環境づくり		4	4
	主要課題1 市の施策・方針決定過程への女性の参画促進		4	5
	施策の方向① 施策・方針の決定過程における女性の参画の推進		4	5
	主要課題2 働く場における女性の活躍		4	4
	施策の方向① 雇用機会均等法をはじめとする労働関係法の啓発の促進		4	4
	施策の方向② 起業に対する支援		4	4
	主要課題3 ワーク・ライフ・バランスに向けた支援		4	4
	施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの推進		4	4
目標3	ともに安心して暮らせるまちづくり		4	4
	主要課題1 女性に対するあらゆる暴力の根絶		4	4
	施策の方向① あらゆる暴力を根絶するための環境づくり		4	4
	施策の方向② 被害者救済の環境整備		4	4
	主要課題2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備		4	4
	施策の方向① 困難・課題を抱えた人を支援する取組の推進		4	4
	主要課題3 地域社会における男女共同参画の推進		4	4
	施策の方向① 男女がともに地域社会に参画できる環境整備		4	3
	施策の方向② 防災における男女共同参画の推進		4	4
	主要課題4 生涯を通じた健康づくりの支援		4	4
	施策の方向① 性と心身の健康に関する意識啓発		4	4
	施策の方向② 妊娠・出産期における女性の健康と安全への支援		4	5
	施策の方向③ 心身の健康保持・増進のための環境整備		4	4
	平均評価		4	4

行政への女性の参画状況

<令和5年4月1現在>

1. 委員会等の女性の登用状況 (地方自治法第180条の5に基づくもの)

	審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)	令和4年4月1日の割合(%)
1 教育委員会	地方自治法(第180条の5)	5	2	40.0%	40.0 %	
2 選挙管理委員会	地方自治法(第180条の5)	4	0	0.0%	0.0 %	
3 公公平委員会	地方自治法(第180条の5)	3	0	0.0%	0.0 %	
4 監査委員会	地方自治法(第180条の5)	2	0	0.0%	0.0 %	
5 農業委員会	地方自治法(第180条の5)	7	2	28.6%	28.6 %	
6 固定資産評価審査委員会	地方自治法(第180条の5)	3	0	0.0%	0.0 %	
小計	委員会等数 6 (うち女性委員のいる委員会等数 2)	24	4	16.7%	16.0%	県内平均 21.9%

2. 審議会等の女性の登用状況 (地方自治法第202条の3に基づくもの)

	審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)	令和4年4月1日の割合(%)
1 竹原市総合計画審議会	竹原市総合計画策定条例	14	4	28.6%	—	
2 防災会議	災害対策基本法第十六条	23	3	13.0%	13.0%	
3 水防協議会	水防法第三十四条	14	0	0.0%	0.0%	
4 国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十九条	25	1	4.0%	4.0%	
5 竹原市交通安全対策会議	交通安全対策基本法第十八条	17	1	5.9%	5.9%	
6 国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	9	2	22.2%	22.2%	
7 廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七	12	3	25.0%	33.3%	
8 環境審議会	環境基本法第四十四条	10	4	40.0%	50.0%	
9 民生委員推せん会	民生委員法第五条	9	2	22.2%	20.0%	
10 竹原市要保護児童対策地域協議会	附属機関設置条例 竹原市要保護児童対策地域協議会設置要綱	18	11	61.1%	61.1%	
11 青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第一条	18	6	33.3%	33.3%	
12 竹原市子ども・子育て会議	竹原市子ども・子育て条例(子ども・子育て支援法第七十七条)	17	7	41.2%	41.2%	
13 介護認定審査会	介護保険法第十四条	20	7	35.0%	30.0%	
14 竹原市介護保険運営協議会	附属機関設置条例 竹原市介護保険運営協議会設置要綱	10	4	40.0%	50.0%	
15 竹原市地域包括支援センター運営協議会	附属機関設置条例 竹原市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	11	6	54.5%	60.0%	
16 福祉有償運送等運営協議会	附属機関設置条例 福祉有償運送等運営協議会設置要綱	10	3	30.0%	30.0%	
17 障害支援区分認定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条	7	3	42.9%	42.9%	
18 竹原市隣保館運営審議会	竹原市隣保館設置及び管理条例	9	5	55.6%	50.0%	
19 竹原市男女共同参画推進協議会	附属機関設置条例 竹原市男女共同参画推進協議会設置要綱	10	8	80.0%	63.6%	
20 都市計画審議会	都市計画法第七十七条の二	10	2	20.0%	20.0%	
21 土地区画整理審議会	地区画整理法第五十六条	10	0	0.0%	0.0%	
22 竹原市都市再生協議会	都市再生特別措置法第百十七条	9	2	22.2%	18.2%	
23 土地区画整理評議会	地区画整理法第六十五条	5	0	0.0%	0.0%	
24 竹原市景観審議会	竹原市景観条例	10	3	30.0%	30.0%	
25 竹原市学校給食センター運営委員会	竹原市学校給食センター設置条例	26	11	42.3%	34.6%	
26 竹原市奨学資金審査会	附属機関設置条例 竹原市奨学資金審査会設置規則	5	1	20.0%	40.0%	
27 竹原市特別支援教育相談委員会	竹原市特別支援教育相談委員会規則	14	9	64.3%	64.3%	
28 竹原市結核対策委員会	附属機関設置条例 竹原市結核対策委員会設置要綱	7	3	42.9%	57.1%	
29 社会教育委員会議	社会教育法第十七条の二	13	7	53.8%	53.8%	
30 図書館協議会	図書館法第十四条	7	5	71.4%	85.7%	
31 文化財保護委員会	文化財保護法第百五条、百九十条	7	1	14.3%	14.3%	
32 竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会	竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例	7	1	14.3%	14.3%	
小計	審議会等数 32 (うち女性委員のいる審議会等数 29 ※広域の審議会を除く)	393	125	31.8%	32.3%	県内平均 28.2%

3. 審議会等の女性の登用状況 (要綱・規則等に基づくもの)

	審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)	令和3年4月1日の割合(%)
1 竹原市地方創生推進会議	竹原市地方創生推進会議設置要綱	12	5	41.7	41.7%	
2 竹原市地域公共交通会議	竹原市地域公共交通会議設置要綱	26	3	11.5	11.5%	
3 竹原市総合計画効果検証会議	竹原市総合計画効果検証実施要綱	4	2	50.0	50.0%	
4 竹原市人・農地プラン認定検討会	竹原市人・農地プラン認定検討会設置要綱	10	5	50.0	50.0%	
5 竹原市地域福祉計画推進委員会	竹原市地域福祉計画推進委員会設置要綱	22	9	40.9	40.9%	
6 竹原市障害者自立支援協議会	竹原市障害者自立支援協議会設置要綱	20	8	40.0	40.0%	
7 竹原の森づくり協議会	竹原の森づくり協議会設置要綱	10	4	40.0	33.3%	
8 竹原市市営住宅選考審議会	竹原市市営住宅選考審議会規則	5	3	60.0	60.0%	
9 竹原市空き家等対策協議会	竹原市空き家等対策協議会設置要綱	11	3	27.3	16.7%	
10 下水道使用料審議会(R5～)	竹原市下水道使用料審議会条例	7	3	42.9		
小計	審議会等数 10 (うち女性委員のいる審議会等数 10) ※広域の審議会を除く	127	45	35.4%	33.3%	

合計	1+2+3 審議会等数 48 (うち女性委員のいる審議会等数 41)	544	174	32.0%	31.7%
----	-------------------------------------	-----	-----	-------	-------

【対象となる審議会等の範囲】
行政に代わり審議や調査を行い、最終的にその会でまとめた結果が行政の施策に活かされる法律・条例・要綱等により設置された審議会・委員会等

4. 女性職員の管理職への登用状況

令和5年4月1日現在

単位:人

	職員 総数	うち女性	管理職 総数	うち女性	管理職の うち一般		うち女性
					行政職総数 (※税務課除く)	うち女性	
市長部局	184	56	20	2	19	2	
教育委員会事務局	23	8	6	3	6	3	
保育所・こども園	35	35	0	0	0	0	
その他行政機関	6	0	2	0	2	0	
合 計	248	99	28	5	27	5	

女性割合

39.9%

17.9%

18.5%

※県からの出向職員は定員管理上含めない。

5. 県内の男女共同参画の推進状況（女性の人数割合）

令和5年4月1日現在

単位:%

	審議会等								市町の職員							
	行政委員会(%) (地方自治法第180条5)				審議会委員(%) (地方自治法第202条3)				職員数(%)				管理職(%)			
	14市		23市町		14市		23市町		14市		23市町		14市		23市町	
1	広島市	35.5	府中町	38.5	安芸高田市	35.7	熊野町	42.9	三次市	56.8	三次市	56.8	三次市	29.3	神石高原町	30.4
2	江田島市	32.0	広島市	35.5	広島市	32.2	府中町	37.1	福山市	52.7	福山市	52.7	東広島市	24.9	世羅町	29.4
3	廿日市市	28.1	江田島市	32.0	竹原市	31.8	安芸高田市	35.7	尾道市	51.8	尾道市	51.8	三原市	24.7	三次市	29.3
4	呉市	23.1	海田町	30.8	尾道市	29.8	大崎上島町	34.3	府中市	44.1	安芸太田町	51.0	江田島市	24.5	海田町	28.9
5	庄原市	22.7	熊野町	28.6	三原市	29.3	広島市	32.2	安芸高田市	43.3	海田町	49.5	廿日市市	23.7	安芸太田町	27.6
6	東広島市	22.7	廿日市市	28.1	三次市	28.1	世羅町	32.0	東広島市	42.3	府中市	44.1	尾道市	22.3	東広島市	24.9
7	三次市	22.2	安芸太田町	26.5	東広島市	27.7	竹原市	31.8	廿日市市	41.4	世羅町	43.7	府中市	21.5	三原市	24.7
8	三原市	20.5	呉市	23.1	福山市	26.4	尾道市	29.8	庄原市	40.4	安芸高田市	43.3	安芸高田市	21.3	江田島市	24.5
9	大竹市	20.0	坂町	23.1	呉市	24.8	三原市	29.3	竹原市	39.9	神石高原町	43.1	福山市	19.3	廿日市市	23.7
10	府中市	19.0	庄原市	22.7	江田島市	24.4	北広島町	29.1	広島市	39.3	東広島市	42.3	竹原市	17.9	尾道市	22.3
11	安芸高田市	17.2	東広島市	22.7	府中市	23.6	三次市	28.1	江田島市	36.0	廿日市市	41.4	広島市	16.7	府中市	21.5
12	竹原市	16.7	三次市	22.2	廿日市市	23.6	坂町	28.0	呉市	35.2	庄原市	40.4	大竹市	16.1	安芸高田市	21.3
13	尾道市	15.4	三原市	20.5	庄原市	20.7	東広島市	27.7	三原市	34.7	竹原市	39.9	庄原市	13.3	福山市	19.3
14	福山市	15.4	大竹市	20.0	大竹市	20.2	福山市	26.4	大竹市	31.4	広島市	39.3	呉市	12.3	府中町	18.2
15		府中市	19.0			海田町	26.0			江田島市	36.0			竹原市	17.9	
16		安芸高田市	17.2			呉市	24.8			呉市	35.2			北広島町	17.9	
17		竹原市	16.7			江田島市	24.4			三原市	34.7			広島市	16.7	
18		大崎上島町	15.6			府中市	23.6			熊野町	34.6			大竹市	16.1	
19		尾道市	15.4			廿日市市	23.6			北広島町	34.5			庄原市	13.3	
20		福山市	15.4			安芸太田町	22.3			大崎上島町	32.7			熊野町	12.9	
21		世羅町	14.8			庄原市	20.7			大竹市	31.4			呉市	12.3	
22		神石高原町	14.3			大竹市	20.2			府中町	28.3			坂町	11.8	
23		北広島町	8.6			神石高原町	18.5			坂町	27.4			大崎上島町	7.1	
平均		22.7	21.9	27.8	28.2		43.3		42.9	19.3					19.5	

前年度12位→ 前年度18位↑ 前年度2位↓ 前年度5位↓ 前年度9位→ 前年度13位→ 前年度8位↓ 前年度13位↓